

議案第2号

所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について

所沢市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年 2月15日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市手数料条例の一部を改正する条例

所沢市手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条第1項の戸籍証明書をいう。以下同じ。）又は除籍証明書（同項の除籍証明書をいう。以下同じ。））」に改め、同条第4項第5号中「（昭和22年法律第224号）」を削り、「の書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改める。

別表中

「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	450円	を
「戸籍証明書の交付 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	450円 400円	に、
「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	750円	を

「 除籍証明書の交付	750円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	700円

に

」

改め、同表戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）又は同法第126条の書類に記載した事項の証明書の交付の項の次に次のように加える。

戸籍法第120条の6第1項の規定に基づく 届書等情報の内容の証明書の交付	350円
---	------

別表戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧の項中「書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加える。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。